

# 青森県報

号外第二十四号

平成二十六年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に關

する訓令…………… (人事課) …… 五

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 六

行政経営推進室設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 六

県境再生対策室設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 七

あおもり食品産業振興チーム設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 七

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に改める。  
第八条第一項の表総務部の項中「人事課」の下に、「行政経営管理課」を加え、「財産管理課」を削り、同表環境生活部の項中「環境政策課」の下に、「環境保全課」を加える。  
第十一条の人事課の項の第十一号中「及び子ども手当」を削り、同項の次に次のように加える。

### 行政経営管理課

- 一 行政改革の総括に関する事。
- 二 行政管理の改善に関する事。
- 三 その他行政経営品質の向上に関する事。
- 四 外部監査契約に関する事。
- 五 公社等の統廃合に関する事。
- 六 公社等の運営改善の総括に関する事。
- 七 公社等との連絡調整に関する事。
- 八 その他公社等の改革の推進に関する事。
- 九 ファシリテイマネジメントに関する事。
- 十 公有財産の総括に関する事。
- 十一 普通財産の管理及び処分に関する事。
- 十二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進の総括に関する事。
- 十三 庁舎の管理及び運営の総括並びに本庁舎及び合同庁舎の管理及び運営に関する事。
- 十四 公舎の管理及び運営の総括並びに合同公舎の管理及び運営に関する事。
- 十五 県有建築物(県営住宅を除く。)及びその附帯施設の修繕に関する事。
- 十六 車両保管庫の管理に関する事。
- 十七 管理特別会計(光熱水費及び自動車の保管に係るものに限る。)に関する事。
- 十八 地方独立行政法人評価委員会に関する事。
- 第十一条の財産管理課の項を削る。
- 第十二条の二の情報システム課の項に次の一号を加える。
- 六 社会保障・税番号制度に係る事務の総括に関する事。
- 第十二条の環境政策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第

十号から第十三号までを削り、同項の第十四号中「廃棄物及び不法投棄対策」を「一般廃棄物対策」に改め、同号を同項の第七号とし、同項の第十五号中「関すること」の下に「（環境保全課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同号を同項の第八号とし、同項の第十六号から第十八号までを七号ずつ繰り上げ、同項の第十九号中「環境影響評価審査会」を削り、同号を同項の第十二号とし、同項の次に次のように加える。

環境保全課

- 一 産業廃棄物及び不法投棄対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関すること（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に関する事務に限る。）。
- 三 公害防止対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 四 環境影響評価の審査及び指導に関すること。
- 五 浄化槽に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 六 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- 七 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の規制に関すること。

八 環境影響評価審査会に関すること。

第十三条の健康福祉政策課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条の「及び子ども手当」を削り、同項の第十号の一号を加える。

四 保健師に関すること（免許、書類の經由等に関する事務を除く。）。

第十三条のこどもみらい課の項の第九号中「及び子ども手当」を削り、同項の第十号中「保護」を「保護等」に改め、同条の障害福祉課の項の第十号中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に改める。

第十四条の農林水産政策課の項の第十三号中「農産園芸課及び第六条第三項の規定に基づき農林水産部に設置された機関」を「及び農産園芸課」に改め、同条の総合販売戦略課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 食品産業の振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。

第十九条の二の二の見出し及び同条第一項中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に改め、同条第二項中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に改め、

「行政改革に関する事項及び」を削る。

第二十条第二項中「財政課」の下に「行政経営管理課」を加え、「財産管理課」を削り、同条第三項中「広報広聴課」を削り、「交通政策課」の下に「広報広聴課」を加え、同条第四項中「補佐し」の下に「県民生活文化課に係る事務を整理するとともに」を加え、「県民生活文化課及び環境政策課」を「環境政策課、環境保全課及び自然保護課」に、「原子力安全対策課及び自然保護課」を「及び原子力安全対策課」に改め、同条第五項中「補佐し」の下に「健康福祉政策課に係る事務を整理するとともに」を加え、「健康福祉政策課、高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」を「がん・生活習慣病対策課、医療業務課及び保健衛生課」を「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」に改め、同条第六項中「補佐し」の下に「商工政策課に係る事務を整理するとともに」を加え、「商工政策課及び労政・能力開発課」を「地域産業課、産業立地推進課及び新産業創造課」に、「地域産業課、産業立地推進課及び新産業創造課」を「労政・能力開発課」に改め、同条第七項中「食の安全・安心推進課」の下に「団体経営改善課」を加え、「団体経営改善課」を削る。

第二十八条第三項第二号中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に改める。

第三十二条第九項第五号中「保護」を「保護等」に改める。

第四十一条第一項の表中「つがる市」を削り、同条第二項第一号中「施設の整備に関する事務を除く。」を削り、同項第二号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「施設の整備に関する事務を除く。」を削り、同ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成及び整備に関すること。

第六十条第一項の表を次のように改める。

名 称	位 置	担 当 区 域
十和田食肉衛生検査所三沢支所	三沢市	三沢市

第六十一条第二項中「保護」を「保護等」に改める。

第三章第二節第三款第七目の目名を次のように改める。

第七目 療育福祉・医療療育センター

第六十七条中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に改め、同条ただし書を次のように改める。

(治療に係るものに限る。)を除く。

第六十七条第一号中「肢体不自由の」を「上肢、下肢又は体幹の機能の障害(この号において「肢体不自由」という。)の」に改め、「次号」の下に「及び第七十条第一項第二号」を、「重症心身障害児」の下に「(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。次号及び同項第二号において同じ。)」を加え、同条第二号中「指導、」を「指導及び」に改め、「及び治療」を削り、同条第三号中「第六号」の下に「及び第七十条第一項第三号」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 障害者を入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。

第六十八条中「医療療育センターの」を「療育福祉・医療療育センターの」に、「青森県医療療育センター条例」を「青森県療育福祉・医療療育センター条例」に改め、同条の表中「青森県立あすなる医療療育センター」を「青森県立あすなる療育福祉センター」に、「青森県立さわらび医療療育センター」を「青森県立さわらび療育福祉センター」に改める。

第六十九条及び第七十条を次のように改める。

(内部組織)

第六十九条 療育福祉・医療療育センターに生活支援部及び診療部を置く。

2 療育福祉・医療療育センターの長は、生活支援部に課を、診療部に科を置くことができる。

(分掌事務)

第七十条 生活支援部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務に関すること。

二 肢体不自由児及び重症心身障害児の生活指導及び保育に関すること。

三 障害者等に対する生活上の便宜の供与に関すること。

四 入退所及び通所並びに診療の受付に関すること。

五 給食に関すること。

六 診療報酬の請求事務に関すること。

2 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 診療に関すること。

二 リハビリテーションに関すること。

三 看護に関すること。

四 調剤に関すること。

3 課及び科の分掌事務は、療育福祉・医療療育センターの長が定める。

第二百一十一条第一号中「関すること」の下に「(用地の買収及び補償に関する事務を除く。)」を加える。

第二百五条第一項中「青森県立あすなる医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に、「部及び科」を「及び部」に改める。

第二百六条第一項中「及び美術統括監」を削り、同条第二項中「第三項並びに」及び「班を置く出先機関にあつては班長を」を削り、「部を置く出先機関」の下に「(療育福祉・医療療育センターを除く。)」を加え、同条第三項中「第三項及び第五項」を「から第五項まで」に改め、「第三項並びに」及び「班を置く出先機関にあつては副班長を」を削り、「部を置く出先機関」の下に「(療育福祉・医療療育センターを除く。)」を加える。

第二百七条第二項及び第三項中「班」を削る。

第二百九条の見出しを「(青森県中小企業調停審議会に対する準用規定)」に改め、同条中「青森県中小企業調停審議会に、附属機関条例第六条の規定は青森県森林審議会にこれを」を、「青森県中小企業調停審議会に」に改める。

別表第一企画政策部情報システム課の項の次に次のように加える。

環境生活部	環境再生対	岩手県との県境における不法投棄対策に関する調整
環境保全課	策監	及び特に命ぜられた事務に従事する。

別表第三地域県民局の地域整備部の項中「白糠バイパス整備推進監」を「むつ南・白糠バイパス整備推進監」に改め、同表青森県立あすなる医療療育センターの項中「青森県立あすなる医療療育センター」を「青森県立あすなる療育福祉センター」に、「次長、科長」を「部長」に改め、同表青森県立さわらび医療療育センターの項中「青森県立さわらび医療療育センター」を「青森県立さわらび療育福祉センター」に、「次長」を「部長」に改め、同表青森県立美術館の項中「美術統括監」を削る。

別表第四第一号の表科長の項を次のように改める。

部長	当該部の事務を掌理する。
----	--------------

別表第四第三号の表白糠バイパス整備推進監の項中「白糠バイパス整備推進監」を

「むつ南・白糠バイパス整備推進監」に、「白糠バイパスの」を「むつ南バイパス及び白糠バイパスの」に改め、同表美術統括監の項を削る。

別表第六青森県私立学校審議会の項の前に次のように加える。

青森県 地方独立行政 法人評 価委員 会	地方独立行政 （平成十五年法律第百 十八号）第十一條第二 項の規定により次に掲 げる事務をつかさどる。 一 地方独立行政法人 の業務の実績に関す る評価に関すること。 二 その他地方独立行 政法人法によりその 権限に属させられた 事項を処理すること。	委員 長 有する者 五人 以内 委員 の互 選	学識経験を 有する者 五人 以内 委員 の互 選	行政 経営 管理 課
----------------------------------	--	--	--	---------------------

別表第六青森県固定資産評価審議会の項中

地方 税法 の規 定に よる。	二年	を	十人 以内	二年	に改め、同表青森県地方独立行政法人評価委員
-----------------------------	----	---	----------	----	-----------------------

会の項及び青森県環境影響評価審査会の項を削り、同表青森県公害審査会の項の次に次のように加える。

青森県 環境影 響評価 審査会	青森県環境影響評価条 例（平成十一年十二月 青森県条例第五十六号） の規定によりその権限 に属させられた事項を 調査審議すること。	会長 副会 長 委員	学識経験を 有する者 二十 人以上 委員 の互 選	環境 保全 課
--------------------------	--	---------------------	---	---------------

別表第六青森県子ども・子育て支援推進会議の項中「事務を処理すること」を「事

務を処理し、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること」に改め、同表青森県森林審議会の項を次のように改める。

青森県 森林審 議会	森林法（昭和二十六年 法律第二百四十九号） 又はその他の法令の規 定によりその権限に属 させられた事項を処理 するほか、同法の施行 に関する重要事項につ いて知事の諮問に応じ て答申し、及びこれら の事項について関係行 政庁に建議すること。	森林 法の 規定 によ る。	森林 法の 規定 によ る。	十二 人以 内 規定 によ る。	森林 法の 規定 によ る。	森林 法の 規定 によ る。	林政 課
------------------	--	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------

別表第六青森県建設工事紛争審査会の項中

建設 業法 の規 定に よる。	建設 業法 の規 定に よる。	建設 業法 の規 定に よる。	監理 課	を	十五 人以 内	建設 業法 の規 定に よる。	建設 業法 の規 定に よる。	監理 課	に改め、同表青森県
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------	---	---------------	-----------------------------	-----------------------------	---------	-----------

土地利用審査会の項中

国土 利用 計画 法の 規定 によ る。	三年	を	七人 以内	三年	に改め、同表青森県水防
--	----	---	----------	----	-------------

水防  
関係  
十四  
関係



一部を次のように改正する。

第六条第二項中「あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センター」を「あすなる療育福祉センター又はさわらび療育福祉センター」に改める。

(青森県文書取扱規程の一部改正)

第四条 青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第八号を次のように改める。

八 危機管理監印

第十三条の表行政改革・危機管理監印の項を次のように改める。

危機管理監印 防災消防課長

第二十三条第一項の表第一号1③及び第三十一条ただし書中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に改める。

別表第一の1(1)イ中

青森県 事務行政課 危機管理課長	を	青森県 事務課 危機管理課長
------------------------	---	----------------------

に改め、同表の2の表

中「山形支庁・宮城消防課長」を「宮城消防課長」に改める。

(本庁守衛等就業規則の一部改正)

第五条 本庁守衛等就業規則(昭和三十一年六月青森県訓令甲第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「財産管理課長」を「行政経営管理課長」に改める。

(青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部改正)

第六条 青森県民間資金等活用事業推進会議規程(平成十四年五月青森県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「財産管理課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第八条中「財産管理課」を「行政経営管理課」に改める。

別表第一中「財産管理課担当」を「行政経営管理課担当」に改め、「財政課長」

の下に、「行政経営管理課長」を加え、「財産管理課長、行政経営推進室長」を削る。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程及び青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正)

第七条 次に掲げる訓令の規定中「環境政策課長」の下に、「環境保全課長」を加える。

一 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第一号)別表二

二 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程(昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号)第三条第二項

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)

第八条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「環境政策課長」を「環境保全課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令

原子力施設安全検証室設置規程(平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「交通政策課」を「企画調整課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

行政経営推進室設置規程を廃止する訓令

行政経営推進室設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

県境再生対策室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

県境再生対策室設置規程を廃止する訓令

県境再生対策室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号）は、廃止する。  
附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

あomorい食品産業振興チム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

あomorい食品産業振興チム設置規程を廃止する訓令

あomorい食品産業振興チム設置規程（平成二十二年三月青森県訓令甲第四号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭